

意見書

平成 26 年 2 月 19 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案(以下「本ガイドライン改正案」といいます。)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

本ガイドライン改正案「第5 事業者間協議における留意事項(5)接続料の精算方法 イ」において、「接続料の算定期間について適用年度の実績値を基に接続料の算定を行う場合は、暫定的な支払額として、前年度適用接続料に替えて合理的な暫定値を用いる」と追加されております。本規定は、適用年度の実績値を基に接続料の算定を行うことが確定したことを受けて、合理的な暫定値を用いることができると解されます。

一方実際には、当該暫定値は、適用年度の実績値を基にした接続料の算定を実施するという見込みに基づき採用されます。この結果、当該暫定値が適用された後、適用年度の実績値を基にした接続料算定の採用が確定する運用になるものと認識しております。

以上